

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日米協
議委員会開催関係

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43729 |

振
同
振
竹
12

アメリカ局長

参事官

北米課長

条約課長

法規課長

秘 封

X

協議委員会の機能拡大を定める

交換公文に関する擬案擬答

1. 交換公文締結に至る経緯を問う。

② 2. 共同声明と同じ表現を用いることは、交渉
がスムーズに進行する必要があるからである。

3. 拡大された機能の範囲を問う。

4. 交換公文の文言はあまりに漠然としており、機能

の拡大の範囲は米側が恣意的に決定しうることに

ならぬか。

③ 5. 従来より沖縄住民を含む国民が要求してきた

問題、たとえば、大統領行政命令の検討、高等

弁務官布令、布告等の検討は全て、新しい協

議委員会にて取り上げられることになるのか。

6. 「住民の安寧をの何上を問うため」及び「日米両

国が協力しうる」との文言は、実質的に協議委

で取り上げうる問題を限定することにならぬのか。

7. (次頁)

⑧ 施政権返還乃至それに至るスケジュールを
討議し得るか。

9 施政権返還を協議委員会の討議の対象から

⑨ 除いたことは、米国の沖縄施政を承認する
ものであり、^{米国の施政を恒久化するものではないか}
~~沖縄問題の完結的解決を促す~~

~~世に知らねばならぬか。~~

10 自治権拡大と共に

⑩ 主席公選問題は討議し得るか。

11 ⑪ 新しい協議委員会での討議の結果は米側を
拘束するもの。また米側施政にどのような反映されるか
期待し得るか。

12 ⑫ 機能拡大後の協議委員会に臨む政府の

⑬ 方針如何。

13 ⑬ 協議委員会の開催手続如何。

14 _____

15 ⑮ 機能拡大後の協議委員会と技術委員会との

16 ⑯ 関係如何。協議委員会の機能拡大により

技術委員会の性格も変わったのではないか。

14.
15.
具体的な課題は、
どういった手続で決
めるのか、

7.
① 協議委員会は「引き続き琉球諸島の住民の
治安の向上を図るために西国が協力し得る」
援助以外の問題をも討議し得ることになったが、
「西国が協力し得る」というのは、どういう意味か。
これは、行政官の派遣等具体的な協力措置
をとることと予想されるものか。

~~② 15/6~~

1. 交換公文締結による経済への向う

(答) 平和条約⁴⁴の締結に伴って、沖縄における施政
権は米國が行はしているが、政府は、わが國が

琉球諸島²²⁵に対し潜在主権を有する²²⁵琉球
諸島住民が日本國民たる地位を有する²²⁵及び

琉球諸島に対する施政権は将来わが國に返還
されるべきものである²²⁵等にかんがみ、

諸島住民の安寧の向上に因る問題について、一
層緊密に米國政府と協談し、協力することを希

望む旨を申し述べた。

然るに、本年1月佐藤、ジョンソン共同声

明において、現在の日米協談委員会の機能を拡大
して、同委員会が沖縄に対する経済援助の問題

に重点を置き、引き続き沖縄住民の安寧^{の向上}を図る

3. 拡大された機能の範囲を伺う。

(答) ^{従来} ~~現在~~の協談委員会は、琉球諸島に対する援助供与についての協力に肉付_{日本/国}西政府の政策

調整を任務とするものであるが、今回の取組により、同委員会は、広く、琉球諸島の住民の安

寧^{させる}向上^{させる}のためには日本両国が協力して^{対応}他の^{対応}問題^{対応}についても協談せよとされた。

具体的にはいかなる^{問題}問題^{問題}を取上げられるか、今後の同委員会の運営を通じて定められていくことと

なるが、沖縄住民の安寧の向上に肉付^{問題}問題が、自治権拡大に肉付^{問題}問題も含め、広く

討議^{もの}し^{もの}ら^{もの}れ^{もの}る。

^{対応} ~~対応~~ 施政取返置の問題は、直接には

琉球諸島の^{住民の}安寧^{問題}向上^{問題}のため^{問題}日本両国

722207235項

が協力(2)問題の中に含まれるもの。協計
委員会での討議の対応と関係等。~~等~~

4. 交換公文の文言は互いに漠然としており、裁
能の拡大の範囲は米側が恣意的に決定し

存在しているか。

は、佐藤、沼津会談の精神を以て

(答) 今回の取極は精神は、沖澤体談の安
寧の向上に因る内題であり、日米両国が互

に因り協力し得るものについては、できる限り広く
協談委員会での討議の対象としようとするものである。

として

交換公文の文言、特に佐藤、沼津
共同声明に於いては、~~相違し得るものも、この精神を~~

~~の文言をそのまま採用した~~
(また、この種々の解釈については、双方当事者の権利範囲に留意する必要がある)

生かすことができ、この取極で決められた広範
な裁能を米側が恣意的に限定するよう

存在している。

5、
送車より沖縄住民を含む国民が要求してきた問題、たとえば、大流通行政命令の検討、高

等并務官布令、布告等の検討、は、全く、新しい
協議委員会と取り上げられることとなるのか。

(答) 国民の要求してきた種々の具体的な問
題については、~~先づこの内閣と、施政権の全~~
連

~~部の一割と日本の区長を協議委員会
の中心とすべきではないか、先づこの内閣が~~

~~先づ~~ 沖縄住民の安寧の向上に関係する限り、
全く、協議委員会に検討しなさい、言うべきな

い、
ただし、施政権返還の問題は、協
議委員会と権限の範囲外である。

6. 「住民の安寧」^{（生活向上）} 及び 「自米
~~両国~~が協力^{（可及的）}」との文言は、実質的に協

議事が取上げられる問題と限定するに十分な
の向上
の向上

(答) 「住民の安寧」とは、住民の生活水準、
自治権等^{（広範な内容）}と有る概
の拡大 或いは社会福祉問題等、経済、政治、社会全般

含みあり、~~本々本々~~ 協議委員会^{（取上げる）}で取上げる
意味があると考えられる問題はほとんど全てこれ

に含み入ると考えられる。また、沖縄住民の安
寧の向上について、建設的な~~議論~~ 討
議

ことを協力の一態様と考えられるので、あ
ら、その問題について、かゝる建設的な討議

を行ない、これを沖縄の施政に反映させる
ことができるのであるが、その問題は「両国が

協力^{（可及的）}」問題として協議委員会^{（討議）}の対象となるものと

いづれにせよ 今回の取組は、佐藤、ジョ
ンソン会談の精神をうけて、沖縄住民の安寧の

向上に資する問題をできる限り広く協賛委員会
の討議の文脈として扱うべきである。米側も、

この精神を十分理解しているものと考えられる。

7. 協評委員会は、「引続き琉球諸島の住民の安寧の向上 ~~に努むる~~ ^{（支援策）} ため ~~に~~ ^{（文化）} 両国が協力を得る ~~こと~~ ^{（日本国及び琉球）} 援助

以外の ~~問題~~ ^{（行政）} もも討評し得ることとなったが、「両国が協力を得る」というのは、どういう意味か。これは ~~（日本国及び琉球）~~ ^{（日本国及び琉球）}

行政官の派遣等具体的な協力 ~~措置~~ ^{（措置）} をとることを予想したものが。

(答) 協評委員会の協評の結果、援助以外の分野でも何らかの具体的な協力措置をとることが適

当であるとの結論が出ることはあり得るが、委員会が協評柱眼であるという性格から見ても、協評委員

会の討評が、このような具体的な措置について合意すること ~~を~~ ^{（前提）} 前提とし或は目標として行なわれ

~~（前提）~~ ^{（前提）} る必要はない。沖縄住民の安寧の向上について建設的な ~~討評~~ ^{（討評）} を行なうことも、協力の一 ~~（）~~ ^{（）}

と考えらるゝのであつたから、或の内題について、かゝる
建設的を訂評を行なひ、是れを冲繩の施政に

反映させよと考へてきたのであつたが、その内題は

「~~両國が協力をなす~~」内題として、協評委員会
日相及内閣委員 (7月21日)

の訂評の対象となるものと考へられた。



8. 施政権返還乃至是れに及ぶべき点について
を討議し得る分。

(答) 施政権返還の問題は、「琉球諸
島の住民の安寧・向上^(より進歩)のため^(ため)西側
^(西側)諸国^(諸国)と協力して^(協力して)問題を^(問題を)直接に^(直接に)は含められたい
と考えられるので、機能拡大後も、協賛

委員会における討議の対象とすべきでない。

9. 施政権返還を協談委員会の討議の
対象から除いたことは、米国の沖縄施政
を是認するものであり、沖縄問題の積極
的解決を促すものでないか。

(答) 施政権返還問題が協談委員会
の討議の対象とならないことは、例の先例
で、これを取り上げることを拒否する
こと。政府としては、我が国を含む極
東地域の安全保障上の^{必要}問題を考慮し、
日米友好関係を背景に、高度の政治的
立場から、^{施政権返還のため}今後とも努力を続ける所
あり。

施政権返還問題は、政府の政治方針に即しては、
ありから、防衛委員会との交渉の目的と即しては、
一致しない。防衛委員会の目的は、施政権
返還のありをいかにして、その目的を達成
すること、即ち米国の沖縄施政を恒久化する
こと、

GA-6

外務省

その目的は、その通りである。

10. 自治権拡大と共に

★ 主席公選問題は討議し得るか。

(答) 沖縄住民の自治権拡大の問題は、住民の安寧の向上、即ち南招問題で

あり、協議委員会が協賛の対象となつて主席公選も、自治権拡大の一言語として

討議し得るものと考へ~~ら~~る。

主席公選の問題は直ちに協議委員会に付

上り、その旨を閣内問題として、協議委員会に

付し、その旨を、是より先、政府関係の諸委員

に諮問し、その旨を、閣内問題として、是より先、

11. 1. 新しい協評委員会での討評の結果は米側を拘束するものか。また米側施政観にどのように反映されたと期待し得るものか。

(答) 平和条約第3条は、米国に対し、沖縄に関する行政、立法および司法上の権力を行使することを認められている。今回の交換公文でも「協評委員会が-----琉球諸島の住民の安寧、向上を

図るため、~~米国の協力を得る~~他の問題については協評委員会に-----^{（日本国及び合衆国が）}権能を拡大する」と規定^{（了）}されている。

とあり、今回あらたに取り上げ得ることとなった問題に対し協評委員会は「協評委員会」に

したがって、今回の取極めは平和条約に基づく

米国の権利を変更し、或はこれに制限を~~加~~

或いはその権限の一部を委員会に移譲することを
規定したものであります。したが、この材料に法律的に

云々は、協評委員会の討議"によるこの米国の施政
権行使の権限は拘束されません。既に今回の村能

● 拡大の基礎となった日米共同声明の精神が
この村能拡大の目的にもかみかみ、協評委員会

の討議の結果論として、住民の安寧の向上●に役立つ
ものは、当然米国の沖縄施政に反映されるものと

と期待し得る。

12.

~~12.~~ 機能拡大後の協賛委員会に臨む
政府の方針如何。

(答) 政府としては、今回機能拡大
の趣旨を生かし、^{なく}沖縄住民の安寧の

向上に關係する^諸問題につき、~~日本政~~
~~府の見解を述べ、~~米国の間には

率直な意見の交換を行ない、沖縄
における事態が着実に改善されるよう

努力する所存である。

なお、政府としては、協賛委員会^を~~の場~~

~~を~~米国の沖縄施政^{の端とする}の批判~~の終~~
~~始~~となく、これを協賛委員会が

運用されて来た協調の精神を生かして、改
善の方途を日米相協力して検討~~を~~
し、~~行~~方角^のを~~行~~きた^のと考へて^の

13. 協議委員会の開催手続きは如何。

(答) 協議委員会を設置を決定した。昭和
39年4月25日付の日米交換公文の第2

項^は「協議委員会は、-----~~は~~
「~~は~~」が一方の政府の要請に~~は~~ 基^き

臨時会合する。」と規定している。今回^の
交換公文によつて協議委員会^の機能は

拡大されることになったが、その他^の点では、
昨年^の交換公文は修正されて「た」の

間^は、
開催手続きも従来同様、「~~は~~」が一方
の政府の要請があれば臨時開催される

こととなる。

14. ✓

⑩ 次の協談委員会は何時開くか。

(答) 政府としては、成可く早い機会に
技能指大後最初の委員会を開催

したいと考えている。

15.

● 具体的な議題は、どうの手續で決めるのか。

(答) 昭和39年4月25日の協賛委員会設置に関する取極では、協賛委員会

の開催手続きについて、「協賛委員会は、----- したがって一方の政府の要請に基づき

臨時会合する」と定められており、~~協賛委員会~~

~~協賛委員会~~

~~協賛委員会~~

~~協賛委員会~~

~~協賛委員会~~ 具体的な議題

~~協賛委員会~~

議題案については、先づ都度事前に日米両国~~事務~~で連絡し議題案を

作成の上、これを委員会席上正式に採択するというのが基本を取ってきた。今回

協賛委員会の機能は拡大されたが、
開催手続等~~等~~については変更されて

いるので、具体的に試験の決定につい
て、従来どおりの方法を踏襲するにと

ちることを考える。

16.

~~16.~~ 機能拡大後の協賛委員会と技術
委員会との関係如何。協賛委員会
機能拡大により、技術委員会
の性格も変わった
のでどうか。

技術委員会(注)

~~中3段~~

(答) 昭和39年4月25日付交換公文
~~同時に合意された援助の供与に關し、~~

~~日米間の協力取極の實施の経過の経~~
によつて、日本からの沖縄援助計画の~~作成~~
の運用

および實施に~~伴~~伴つて生ずる問題を
検討する二が任務とされており、その

任務の遂行にあたり、当然協賛委員会と
協力するが、協賛委員会下部機関で

はた^た独立の機関である。したがつて協賛
委員会機能拡大に伴つて、当然その

機能が変更されるという事はない。~~技術~~

又、項に述べられている協賛委員会の機能を更に

今回の交換公文には技術委員会が機能
については簡略化されているので、その機能

は従来どおりである。

将来、技術委員会が機能を拡大する

ことが適当であるが、については、実際に協賛
委員会が運用ポリシーを見た上、考えることとした。

変更するものあり。

極 秘

條約課長

法規課長

協議委員会の機能拡大を定める交換公文
に関する擬問擬答

昭和四〇 四 二
アメリカ局北米課

- 一 交換公文締結に至る経緯を問う。
- 二 共同声明と同じ表現を用いるのならば、交渉がこんなに長い時間をとる必要はなかつたのではないか。
- 三 拡大された機能の範囲を問う。
- 四 交換公文の文言はあまりに漠然としており、機能の拡大の範囲は米側が恣意的に決定しうることにならないか。
- 五 従来より沖縄住民を含む国民が要求してきた問題、たとえば、大統領行政命令の検討、高等弁務官布令、布告等の検討はすべて新しい協議委員会で取上げられることとなるのか。
- 六 「住民の安寧を引き続き向上させるため」及び「日本国及び合衆国が協力することができるとの文言は、実質的に協議委で取上げうる問題を限定することにならないか。

七 協議委員会は「琉球諸島の住民の安寧を引き続き向上させるため日本国及び合衆国が協力することが出来る」経済援助以外の事項についても討議しうることとなつたが、「日本国及び合衆国が協力することが出来る」というのは、どういふ意味か。これは行政官の派遣等具体的な協力措置をとることを予想したものか。

八 施政権返還ないしそれに至るスケジュールを討議しうるか。

九 施政権返還を協議委員会の討議の対象から除いたことは、米国の沖縄施政を是認するものであり、米国の施政を恒久化するものではないか。

一〇 自治権拡大、特に主席公選問題は討議しうるか。

一一 新しい協議委員会での討議の結果は米側を拘束するのか。また米側施政にどのようなように反映されると期待しうるのか。

一二 機能拡大後の協議委員会に臨む政府の方針いかん。

一三 協議委員会の開催手続きいかん。

一四 次の協議委員会は何時開くか。

一五 具体的な議題は、どういふ手続で決めるのか。

一六 機能拡大後の協議委員会と技術委員会との関係いかん。協議
委員会の機能拡大により技術委員会の性格も変つたのではないか。

交換公文締結に至る経緯を問う。

(答) 平和条約第三条に基づき、沖縄における施政権は米国が行使しているが、政府は、わが国が琉球諸島に対して潜在主権を有すること及び琉球諸島住民が日本国民たる地位を有すること等にかんがみ、広く琉球諸島住民の安寧の向上に関する問題について、一層緊密に米国政府と協議し、協力することを希望する旨を申し入れてきた。

しかるところ、本年一月佐藤、ジョンソン共同声明において、現在の日米協議委員会の機能を拡大して、同委員会が沖縄に対する経済援助の問題にとどまらず、引き続き沖縄住民の安寧の向上を図るために、日米両国が協力しうる他の問題についても協議しうるようにすることに原則的に意見の一致をみた。

その後この合意に基づき、日米両国間で折衝の結果、同委員

会が沖縄住民の安寧を引き続き向上させるため、両国が協力することができるその他の事項について協議することができよう、その機能を拡大する旨を定めた交換公文を行なうに至つたものである。

協議委員会で、具体的にいかなる問題を取り上げるかは、今後同委員会の実際上の運営を通じて定めて行くこととなる。

二 共同声明と同じ表現を用いるのならば、交渉がこんなに長い時間をとる必要はなかつたのではないか。

(答) 共同声明に基づき協議委員会の機能の範囲を画定する具体案については、佐藤、ジョンソン会談で一致した沖縄住民の安寧の向上のため、日米ができるだけ広い範囲で協力するという精神を生かすような表現を見出すため、日米それぞれの部内及び日米間で種々検討したが、結局共同声明の文言をそのまま採用することが、共同声明の精神をもつともよく表現する方法であるというところで、現在の形に落ち着いたものである。

すなわち、最初から安易に共同声明の文言をひき写したというものでなく、種々検討の結果、この文言の以上のような意味に ついても、日米間で了解し合つた上、合意の成立に至つたものである。

三 拡大された機能の範囲を問う。

(答) 従来の協議委員会は、琉球諸島に対する援助供与についての協力に関する日米両国政府の政策調整を任務とするものであるが、今回の取極により、同委員会は、広く琉球諸島の住民の安寧を向上させるために、日米両国が協力することができるとして他の事項についても協議することができるとをつた。

具体的にいかなる事項を取上げるかは、今後の同委員会の運営を通じて定められて行くこととなるが、沖縄住民の安寧の向上に関する問題であれば、自治権拡大に関するものを含め、広く討議し得るものである。

なお、琉球諸島の自治権拡大に関する問題は、直接には琉球諸島の住民の安寧を向上させるため、日米両国が協力することができるとして、協議の対象とはならない。

また、協議委員会での討議の対象とはならない。

行政改革の目的は

インパクト
が大きい
4.4

1.1

修正

四 交換公文の文言は、あまりに漠然としており、機能の拡大の範囲は米側が恣意的に決定しうることにならないか。

(答) 今回の取極は、佐藤、ジョンソン会談の精神をうけて、沖縄住民の安寧の向上に関する問題であつて、日米両国がそれに関して協力しうるものについては、できる限り広く協議委員会の討議の対象としようとするものである。

交換公文の文言として、特に佐藤、ジョンソン共同声明の文言をそのまま採用したのも、この精神を生かすためであり、また、この規定の解釈については、双方対等の権利を有しているのであるから、この取極で決められた広範な機能を米側が恣意的に限定するといふようなことはない。

決

三 従来より沖縄住民を含む国民が要求してきた問題、たとえば、大統領行政命令の検討、高等弁務官布令、布告等の検討は、すべて新しい協議委員会で取上げられることとなるのか。

(答) 国民の要求してきた種々の具体的問題については、それらの問題が沖縄住民の安寧の向上に関係する限り、すべて協議委員会で検討しうるということまでもない。ただ、施政権返還の問題は、協議委員会の機能の範囲外である。

六 「住民の安寧を引き続き向上させるため」及び「日本国及び合衆国が協力することができるとの文言は、実質的に協議委で取上げうる問題を限定することにならないか。

(答) 「住民の安寧の向上」とは、住民の生活水準の向上のみならず、自治権の拡大、あるいは社会福祉問題等、経済、政治、社会全般にわたる広範な内容を有する概念であり、日本政府として協議委員会で取上げる意味があると考える問題は、ほとんどすべてこれに含まれると考えられる。

また、沖縄住民の安寧の向上について建設的な討議を行なうことも、協力の一態様と考えられるのであるから、ある問題について、かかる建設的な討議を行ない、それを沖縄の施政に反映させることができるのであれば、その問題は「両国が協力することができるとの問題として協議委員会の討議の対象となるも

のと考えられる。

いずれにせよ、今回の取極は、佐藤、ジョンソン会談の精神をうけて、沖縄住民の安寧の向上にかかわる問題をできる限り広く協議委員会の討議の対象としようとするものであつて、米側もこの精神を十分理解している。

七 協議委員会は、「琉球諸島の住民の安寧を引き続き向上させるため日本国及び合衆国が協力することができ、経済援助以外の事項についても討議しうることとなつたが、「日本国及び合衆国が協力することができ」というのは、どういう意味か。これは行政官の派遣等具体的な協力措置をとることを予想したものか。

(答) 協議委員会の協議の結果、援助以外の分野でもなんらかの具体的な協力措置をとることが適当であるとの結論がでること
はありうるが、委員会が協議機関であるという性格からみても、
協議委員会の討議が、このような具体的な措置について合意す
ることを前提とし、あるいは目標として行なわれる必要はない
ものと考えられる。沖縄住民の安寧の向上について、建設的な
討議を行なうことも、協力の一態様と考えられるのであるから、
ある問題について、かかる建設的な討議を行ない、それを沖縄

の施政に反映させることができるのであれば、その問題は、
「日本国及び合衆国が協力することができる」問題として、協
議委員会の討議の対象となるものと解される。

八 施政権返還ないしそれに至るスケジュールを討議しうるか。

(答) 施政権返還の問題は、「琉球諸島の住民の安寧の向上を図るために両国が協力しうる問題」には直接には含まれないと考えられるので、機能拡大後も、協議委員会における討議の対象とはならない。

施政権返還問題は、高度の政治折衝にまつことが適当であると考える。

六 施政権返還を協議委員会の討議の対象から除いたことは、米国の沖繩施政を是認するものであり、米国の施政を恒久化するものではないか。

（答） 施政権返還問題は、高度の政治折衝にまつべきものであるから、協議委員会の討議の対象とすることは適当でない。協議委員会の機能の拡大と、施政権返還問題とは全く別個問題であり、委員会の機能の拡大によつて施政権の返還の要求を取り下げるということではないので、これによつて米国の沖繩施政を恒久化することとならないのは当然である。

一〇 自治権拡大、特に主席公選問題は討議しうるか。

(答) 沖縄住民の自治権拡大の問題は、住民の安寧の向上に関する問題であり、協議委員会の協議の対象となりうる。主席公選も、自治権拡大の一方法として討議しうるものと考ええる。ただし、主席公選の問題を直ちに協議委員会できり上げるか否かは別問題であり、協議委員会できり上げる前に、まず日本政府自体で慎重に検討しなければならぬ問題であると考ええる。

(17) 本

純粹に法律的にいえば、協議委員会の討議によつて、米国の施政権行使の権限は拘束されな^い。ただ今回の機能拡大の基礎となつた日米共同声明の精神及び機能拡大の目的にもかんがみ、協議委員会の討議の結論で、住民の安寧の向上に役立つものは、当然米国の沖縄施政に反映されるものと期待しうる。

一三 機能拡大後の協議委員会に臨む政府の方針いかん。

(答) 政府としては、今回の機能拡大の趣旨を生かし、広く沖縄住民の安寧の向上に関係する諸問題について、米国との間に卒直な意見の交換を行ない、沖縄における事態が着実に改善されるよう努力する所存である。

なお、政府としては、協議委員会を単なる米国の沖縄施政の批判の場とすることなく、これまで協議委員会が運用されてきた協調の精神を生かして、沖縄における事態の改善の方法を日米相協力して検討するという方向で運営して行きたいと考えている。

一三 協議委員会の開催手続きいかん。

(答) 協議委員会の設置を決めた昭和三十九年四月二十五日付の日米交換公文の第二項は、「協議委員会は、。。。いづれか一方の政府の要請に基づき随時会合する。」と規定している。今回の交換公文によつて協議委員会の機能は拡大されることになつたが、その他の点では、昨年の交換公文は修正されていないので、開催手続きも従来同様であり、いづれか一方の政府の要請があれば、随時開催されることとなる。

一四 次の協議委員会は何時開くか。

(答) 政府としては、なるべく早い機会に機能拡大後最初の委員会を開催したい考えである。

一五 具体的な議題は、どのような手続きで決めるのか。

(答) 昭和三十九年四月二十五日の協議委員会設置に関する取極では、協議委員会の開催手続きについて、「協議委員会は、
。。いづれか一方の政府の要請に基づき隨時会合する。」と定められており、具体的な議題案については、その都度事前に日米間で連絡して議題案を作成の上、それを委員会の席上正式に採択するという方法をとってきた。今回協議委員会の機能は拡大されたが、開催手続等については変更されていないので、具体的な議題の決定についても、従来どおりの方法を踏襲することとなると考える。

一六 機能拡大後の協議委員会と技術委員会との関係いかん。協議委員会の機能拡大により、技術委員会の性格も変つたのではないか。

(答) 技術委員会は、昭和三十九年四月二十五日付交換公文第三項によつて、日本からの沖縄援助の運用及び実施に伴つて生ずる問題を検討することが任務とされており、その任務の遂行にあたり、当然協議委員会と協力するが、協議委員会の下部機関ではなく、独立の機関である。したがつて、協議委員会の機能拡大に伴つて、当然その機能が変更されるということはない。今回の交換公文は、第二項に述べられている協議委員会の機能のみを変更するものであり、技術委員会の機能についてはふれられていないので、その機能は従来どおりである。

将来技術委員会の機能をも拡大することが適当であるかについて、実際に協議委員会の運用ぶりをみた上、考えることとしたい。